

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路線名</p>	<p>葛飾吉川松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市大字戸ヶ崎字大道西二二一 一八番三地先から 同市大字戸ヶ崎字大道西二二三 ○番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年二月五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年五月十七日付 け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号における道路予定区域の一部供用開始である。延長六五・六〇メートル。</p>